

静岡県告示第608号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年7月6日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖などの変化に富んだ600kmあまりの海岸線を有する沿岸海域と、沖合に黒潮が流れる海況条件を背景に、船びき網、まき網、定置網、刺網、採貝藻等、県内の各地域で特色ある多種多様な漁業が発達している。</p> <p>このため、平成29年（2017年）の漁業生産量で全国第5位、漁業生産額で全国第7位、漁業センサス（2018年）における漁業就業者数で全国第11位と全国上位にある。</p> <p>また、水産加工業も盛んで、焼津・静岡におけるかつお・まぐろ缶詰、焼津のかつお節類、沼津のあじの開き、駿河湾から遠州灘におけるしらす干し等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。</p> <p>このように、水産業は本県の重要な産業であり、今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>個別の水産資源についての具体的な資源管理</p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖などの変化に富んだ600kmあまりの海岸線を有する沿岸海域と、沖合に黒潮が流れる海況条件を背景に、船びき網、まき網、定置網、刺網、採貝藻等、県内の各地域で特色ある多種多様な漁業が発達している。</p> <p>このため、令和元年（2019年）の漁業生産量で全国第6位、漁業生産額で全国第7位、漁業センサス（2018年）における漁業就業者数で全国第11位と全国上位にある。</p> <p>また、水産加工業も盛んで、焼津・静岡におけるかつお・まぐろ缶詰、焼津のかつお節類、沼津のあじの開き、駿河湾から遠州灘におけるしらす干し等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。</p> <p>このように、水産業は本県の重要な産業であり、今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>個別の水産資源についての具体的な資源管理</p>

方針は「別紙 1-1 さんま」「別紙 1-2 まあじ」「別紙 1-3 まいわし」「別紙 1-4 するめいか」「別紙 1-5 くらまぐろ（小型魚）」「別紙 1-6 くらまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。

(略)

(別紙 1-5)

第 1 (略)

第 2 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

2 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

方針は「別紙 1-1 さんま」「別紙 1-2 まあじ」「別紙 1-3 まいわし」「別紙 1-4 するめいか」「別紙 1-5 くらまぐろ（小型魚）」「別紙 1-6 くらまぐろ（大型魚）」「別紙 1-7 まさば及びごまさば」までに、それぞれ定めるものとする。

(略)

(別紙 1-5)

第 1 (略)

第 2 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと

陸揚げした日から3日以内

3 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

5 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

認めるときは、この限りでない。]

陸揚げした日から3日以内

3 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。]

陸揚げした日から3日以内

4 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。]

陸揚げした日から3日以内

5 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① (略)
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

6 (略)

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① (略)
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3～第5 (略)

(別紙1-6)

第1 (略)

第2 (略)

1 (略)

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① (略)
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

- ① (略)
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

6 (略)

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① (略)
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

第3～第5 (略)

(別紙1-6)

第1 (略)

第2 (略)

1 (略)

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① (略)
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3～第5 (略)

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

2 (略)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

第3～第5 (略)

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（大臣許可漁業及び東京都知事による知事許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県まさば及びごまさば漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源

管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

中型まき網漁業、小型まき網漁業、棒受網漁業（静岡県漁業調整規則第4条第7号に規定する棒受網漁業をいう。以下同じ。）、さばすくい網漁業（静岡県漁業調整規則第4条第9号に規定するさばすくい網漁業をいう。以下同じ。）及び定置漁業については免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
小型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
棒受網漁業	1隻あたりの操業日数は月20日以内とする。
さばすくい網漁業	1隻あたりの操業日数は月20日以内とする。

	<table border="1"><tr><td data-bbox="895 264 1070 360"><u>定置漁業</u></td><td data-bbox="1070 264 1453 360"><u>1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。</u></td></tr></table>	<u>定置漁業</u>	<u>1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。</u>
<u>定置漁業</u>	<u>1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。</u>		